

社会福祉法人彦根市社会福祉協議会「ふくしのまちづくり応援グッズ」
貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人彦根市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する物品および車両（以下「物品等」という。）を貸し出すことにより、地域での住民の生活を豊かにし、元気な生活を応援するとともに、様々な生活支援の一環とすることを目的とする。

(貸出しメニューおよび物品)

第2条 本会は、次の各号に掲げるメニューごとに、別表1に規定する物品等の貸出しを行う。

- (1) 地域における居場所・つながり・健康づくり
- (2) 福祉や防災にかかる学びの推進
- (3) 安全・安心の子育て&お出かけ・移動の応援
- (4) 助け合い・支え合い活動の応援

(貸出しの対象者および期間)

第3条 物品等の貸出しの対象者および期間は、別表2に規定するとおりとする。ただし、その他特に会長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(貸出しおよび返却の場所・時間)

第4条 物品等の貸出しおよび返却の場所は、彦根市社会福祉協議会とし、貸出しおよび返却の時間は、平日（祝日を除く）の8時30分から17時15分までとする。

(利用料等)

第5条 物品等の貸出しにかかる利用料は、無料とする。ただし、別表3に該当する場合は、この限りでない。

(利用手続)

第6条 物品等の貸出しを希望する者は、次の各号に規定する申請書等に必要事項を記入のうえ、別表4に規定する期日までに、会長へ提出しなければならない。ただし、会長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 地域における居場所・つながり・健康づくり

サロンセット等貸出申請書（様式第1号）

- (2) 福祉や防災にかかる学びの推進

福祉学習・防災学習グッズ貸出申請書（様式第2号）

- (3) 安全・安心の子育て&お出かけ・移動の応援

ア 子育て応援グッズ貸出申請書兼誓約書（様式第3-1号）

イ 車いす貸出申請書（様式第3-2号）

ウ おたがいさんさん号貸出申請書兼誓約書（様式第3-3号）

- (4) 助け合い・支え合い活動の応援

ア 地域活動用車両「軽トラック（おたすけトラ）」貸出申請書兼誓約書（様式第4-1号）

イ テント貸出申請書（様式第4-2号）

2 会長は、前項の書類を受理したときは、速やかに貸出しの可否を決定するものとする。

(貸出し制限)

第7条 会長は、物品等の貸出しにあたり、次の各号に該当するときは、貸出しを制限することができる。

- (1) 物品等の利用が営利を目的とするとき
- (2) 年末年始等で本会職員が、物品等の管理ができないとき
- (3) その他貸出しを行うことが適当でないと認める行為が明らかであるとき

2 会長は、「おたがいさんさん号」および「軽トラック（おたすけートラ）」の貸出しを行う場合には、前項各号に加え、次の各号に該当するときは、貸出しを制限することができる。

- (1) 利用者が道路交通法により運転を制限されているとき
- (2) 車両を災害等その他緊急かつやむを得ない事由により供する必要があるとき

(遵守事項)

第8条 利用者は、安全と事故防止のため、次に掲げる遵守事項を守らなければならない。

- (1) 物品等を利用目的外に利用しないこと
- (2) 物品等を第三者へ転貸しないこと
- (3) 本会が指示する使用方法および物品等の取扱説明書の内容を守ること
- (4) 物品等の適切な保全に努めること
- (5) 物品等の清掃に努めること

2 「おたがいさんさん号」および「軽トラック（おたすけートラ）」の貸出しを受ける利用者は、前項各号に加え、次に掲げる遵守事項を守らなければならない。

- (1) 道路交通法等の法令を守ること
- (2) 申請書に記載した運転者以外の者は、運転しないこと
- (3) 事故が発生した場合は、人命尊重の立場から速やかに必要な処置をとるとともに、本会へ報告し、指示を受けること

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年7月12日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する

別表 1 (第 2 条関係)

メニュー	No.	貸出しする物品等
(1) 地域における居場所・ つながり・健康づくり	①	オセロゲーム
	②	カロム
	③	将棋
	④	囲碁
	⑤	わなげ
	⑥	ことわざかるたと日本地図パズル
	⑦	百人一首
	⑧	せいかつかるた
	⑨	思い出カルタⅡ
	⑩	トランプ
	⑪	キャッチ&チョコレート (カードゲーム)
	⑫	数字盤 (ボードゲーム)
	⑬	レシピ (カードゲーム)
	⑭	ハゲタカのえじき (カードゲーム)
	⑮	ラブレター (カードゲーム)
	⑯	大人のラジオ体操 (本)
	⑰	思い出のうたで高齢者イキイキ体操 (本)
	⑱	今治タオル体操 (本)
	⑲	音読で脳を鍛える名文 365日 (本)
	⑳	やさしい大人の塗り絵 (本)
	㉑	脳が活性化する大人の漢字ドリル (本)
	㉒	脳活ドリル 100日間 (本)
	㉓	歌集 No. 1・No. 2
	㉔	童謡・唱歌 こころの歌
	㉕	唱歌
	㉖	ナンプレメイト・6段階で能力アップ (本)
	㉗	プロジェクター
	㉘	スクリーン
	㉙	上腕血圧計
	㉚	名札用ケース
	㉛	ハンディメガホン
	㉜	スキヤキジャンケンゲーム
	㉝	お手玉
	㉞	防災ゲーム・カードゲーム
	㉟	非接触型体温計

	③⑥	マイクセットA (ワイヤレスマイク 2 本・スピーカー)	
	③⑦	マイクセットB (ピンマイク 2 本・スピーカー)	
	③⑧	マイクスピーカー(パソコン用)	
	③⑨	ビデオカメラ(三脚付き)	
	④⑩	加湿機能付き空気清浄機	
(2) 福祉や防災にかかる学 びの推進	①	プロジェクター	
	②	スクリーン	
	③	マイクセットA (ワイヤレスマイク 2 本・スピーカー)	
	④	マイクセットB (ピンマイク 2 本・スピーカー)	
	⑤	マイクスピーカー (パソコン用)	
	⑥	ビデオカメラ (三脚付き)	
	⑦	車いす (福祉学習・体験用)	自走式 介助式
(3) 安全・安心の子育て& お出かけ・移動の応援	①	ベビーカー	
	②	チャイルドシート	
	③	車いす (外出支援用)	自走式 介助式 子ども用
	④	移動外出支援用車両「おたがいさんさん号」	
(4) 助け合い・支え合い活 動の応援	①	地域活動用車両「軽トラック (おたすけートラ)」	
	②	テント	3 m × 3 m 3 m × 4. 5 m

別表 2 (第 3 条関係)

メニュー	貸出しの対象	貸出しの期間
(1) 地域における居場所・ つながり・健康づくり	市内で、高齢者や子ども等が集うサロンやひろ ば、健康体操等の活動を行う団体	2 週間以内
(2) 福祉や防災にかかる 学びの推進	市内で、福祉学習や防災学習を行う団体	2 週間以内
(3) 安全・安心の子育て& お出かけ・移動の応援	市内在住者 (出産等の理由で帰省中の人を含 む) ただし、おたがいさんさん号のみ、高齢や障害、 出産等の理由により移動外出等が困難な個人 およびそれらの支援を行う個人・団体	2 週間以内 ただし、おたがい さんさん号のみ、 原則 1 日以内
(4) 助け合い・支え合い活 動の応援	地域活動や防災訓練に取り組む自治会	原則 1 日以内

別表 3 (第 5 条関係)

メニュー	利用料を要する場合等								
(1)および(2)	利用料は、無料とする。 ただし、故意に物品等を破損または故障させた場合は、修理または買換え等に要する費用の負担を求める場合がある。								
(3)および(4)	<p>(「おたがいさんさん号」「軽トラック (おたすけートラ)」以外の利用の場合)</p> <p>利用料は、無料とする。 ただし、故意に物品等を破損または故障させた場合は、修理または買換え等に要する費用の負担を求める場合がある。</p> <p>(「おたがいさんさん号」「軽トラック (おたすけートラ)」の利用の場合)</p> <p>通算距離に応じて、次表に規定する利用料を要する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸出期間における通算距離</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 50 k m以内</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>(2) 50 k m以上 60 k m未満</td> <td>500 円</td> </tr> <tr> <td>(3) 60 k m以上</td> <td>(2)の利用料に、10 k mを超えるごとに 100 円を加算</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、利用中の事故等については、本会が加入している自動車損害賠償責任 (強制) 保険と、自動車 (任意) 保険の範囲内で対応するものとする。ただし、事故等による車両の損傷および毀損に対しては、利用者責任を基本とする。</p>	貸出期間における通算距離	利用料	(1) 50 k m以内	無料	(2) 50 k m以上 60 k m未満	500 円	(3) 60 k m以上	(2)の利用料に、10 k mを超えるごとに 100 円を加算
貸出期間における通算距離	利用料								
(1) 50 k m以内	無料								
(2) 50 k m以上 60 k m未満	500 円								
(3) 60 k m以上	(2)の利用料に、10 k mを超えるごとに 100 円を加算								

別表 4 (第 6 条関係)

メニュー	申請書等の提出期限
(1)および(2)	使用日までに
(3)および(4)	<p>使用日までに</p> <p>ただし、「おたがいさんさん号」「軽トラック (おたすけートラ)」は、使用日の 3 日前までに</p>